資料 1-1

例規等の改正案について

１　令和９年１月に施行を予定している条例について（12 月定例会議）

（１） 芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

ア　根拠　「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴うもの。

イ　概要　保有個人情報を不正に提供し、又は盗用した場合の処罰について、対象となる目的を追加するとともに、法定刑を「1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金」から「2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金」に引き上げるほか、保有個人情報の不正な開示に係る規定を整理するもの。

＜議会運営委員会決定事項（R3.7.2）＞

議会関連例規の取扱いについて

１　議会関連例規の取扱いについて

（１）趣　旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

（２）現　状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

（３）基本的な考え方について

ア　上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年９月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ　芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ　改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。